

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号等の規定により随意契約できる者の認定基準等について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定により随意契約が可能である「障害者支援施設等に準ずる者」の認定基準を定めたので、下記のとおり、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 3 第 1 項及び地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 52 条第 1 項に基づき公表する。

平成 26 年（2014 年）3 月 31 日

札幌市長 上田 文雄

記

1 認定基準

「障害者支援施設等に準ずる者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（ただし、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する施設を除く。）
- (2) 法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等からの物品や役務の調達促進、共同受注・調整を行うための販売所や拠点を設けている者
 - ア 札幌市障がい者施設等常設販売所運営費補助要綱（平成 19 年 1 月 15 日保健福祉局理事決裁）の補助を受ける者（元気ショップ、元気ショップいこ〜る）
 - イ 元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者

2 認定方法

認定にあたっては、あらかじめ 2 名以上の学識経験者を含む札幌市障がい者施策推進審議会の意見を聴取したうえで決定した。

3 その他

- 1 (1) に該当する障害者就労施設等については、札幌市障害者就労施設等からの優先

調達に関する要綱（平成 26 年 1 月 15 日保健福祉局障がい保健福祉担当局長決裁）により、登録を行うことができるものとする。